

入札時の注意点

必ずお読みください。

● 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。

● また、上記陳述書の「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません。」ののチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。

● 上記陳述書（にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

■ 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

■ 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期間入札の公告

令和 8年 4月10日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村山光男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月27日から 令和 8年 5月 8日まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月12日 午前10時00分 場 所 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 1日 午前 9時50分 場 所 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月13日から 令和 8年 5月20日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月10日から当庁競売係書記官室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 旭川市末広八条二丁目 |
| | 地 番 | 1番93 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 119.18平方メートル |
| 2 | 所 在 | 旭川市末広八条二丁目 |
| | 地 番 | 1番94 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 345.75平方メートル |
| 3 | 所 在 | 旭川市末広八条二丁目 1番地94 |
| | 家屋 番号 | 1番94 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 62.93平方メートル
2階 62.93平方メートル |



なる判断がなされる可能性もあります)。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。

(このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。)



物件目録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 旭川市末広八条二丁目 |
| | 地 番 | 1番93 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 119.18平方メートル |
| 2 | 所 在 | 旭川市末広八条二丁目 |
| | 地 番 | 1番94 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 345.75平方メートル |
| 3 | 所 在 | 旭川市末広八条二丁目 1番地94 |
| | 家屋 番号 | 1番94 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 62.93平方メートル
2階 62.93平方メートル |



令和7年(ケ)第32号
令和7年12月12日受理
令和8年2月4日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 古 杉 憲 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 旭川市末広八条二丁目 |
| | 地 番 | 1番93 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 119.18平方メートル |
| 2 | 所 在 | 旭川市末広八条二丁目 |
| | 地 番 | 1番94 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 345.75平方メートル |
| 3 | 所 在 | 旭川市末広八条二丁目 1番地94 |
| | 家屋 番号 | 1番94 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 62.93平方メートル
2階 62.93平方メートル |



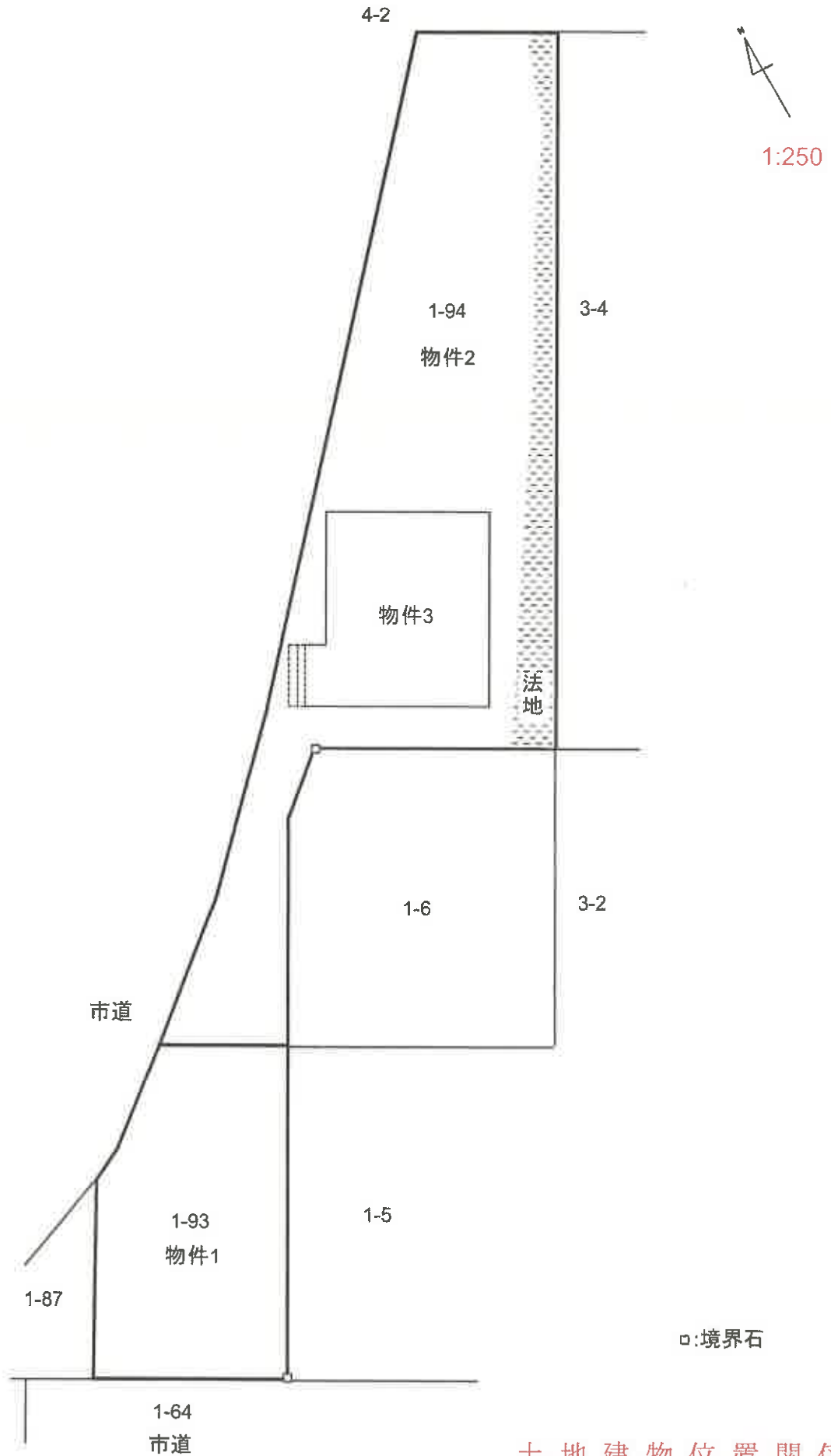
その他の事項

- 1 本件各土地には、土地建物位置関係図（概略）記載の境界標（石）が存在したため、それらを基点にして、実地において概測した結果、本件各土地は概ね公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
- 2 物件1の土地は高圧線下地として、物件2の土地は物件3の建物等の敷地として利用されている。
- 3 物件1の土地の略南西側は市道（回転広場）と概ね等高で接面しており、物件2の土地の略南東側は一部が下り法地で、その南東側は崖地であるが、その他は概ね平坦である。また、本件各土地の略北西側は自転車歩行者専用道路に概ね等高から3メートル程度低く接面する。
- 4(1) 物件1の土地には、次の内容の地役権が登記されている。
- 順位番号 : 1
- 登記の目的 : 地役権設定
- 受付年月日・受付番号 : 昭和57年9月6日第34247号
- 権利者その他の事項 : 原因 昭和40年1月26日設定
- 目的 電線路を架電し、ならびに電線路の保守、改良、増架、再設（支持物の種類変更を含む）、撤去等のためこの土地に立入り、工事を施工できるものとする。及びこの土地に電線路の支障となる建造物の築造、樹木等の植栽及びこの土地の形状変更をすることができないものとする。
- 範囲 全部
- 要役地 旭川市住吉町七条3560番1
- (2) 上記地役権について、北海道電力ネットワーク株式会社に対し照会を行ったところ、以下の回答があった。
- 契約者氏名 : 東鷹栖村
- 契約年月日 : 昭和40年1月26日
- 契約期間 : 電線路存続中
- 対 価 : 60,795円
- ・契約面積約4,290平方メートル分の対価が、2,188,400円（単価約510.11円/平方メートル（A））
 - ・物件1（119.18平方メートル（B））相当の対価が、 $A \times B \div 60,795$ 円
- なお、物件1の土地には原則として住宅や事務所等の建築はできないが、車庫や物置程度であれば設置が可能な場合もあるので、詳しくは同社にご相談いただきたいとのことである。
- 5 本件建物には、以下の損傷、劣化、汚損等が存在する。
- (1) 内壁全体に黄ばみ
 - (2) 2階洋室3のドア上部のほか、各部屋の壁クロスに亀裂
 - (3) 2階洋室3及び同5のドアの建付不良、同室の各床にドアの建付不良が原因と思われる擦り傷
 - (4) 2階洋室5の窓付近の壁クロスの汚損及び剥離
 - (5) 階段の窓付近の壁クロスの汚損及び剥離
 - (6) 軒天の損傷
 - (7) 外壁の損傷
 - (8) 通気口カバーの損傷
- 6 本件建物には、上記のほか全体として経年相当の劣化が存在するものと思われる。
- 7 所有者Aの陳述では、過去に2階洋室5に雨漏りが生じたことがあるとのことだが、調査時における見分では同室の天井及び床に雨漏りの形跡は見当たらなかった。
- 8 本件建物は現在空き家状態であるため、1階洗面脱衣所内に設置されたボイラーを含む設備稼働の可否については不明である。
- 9 上記のほか「関係人の陳述等」のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 所有者A	<ol style="list-style-type: none">1 本件建物は、令和6年の8月から10月の間頃から空き家になっています。2 本件建物に居住中は、水漏れはありませんでしたが、雨漏りは過去に2階洋室5に生じたことがありました。屋根はペンキを数回塗り替えており、塗り替え後に雨漏りは生じていません。3 敷地の範囲で隣地所有者と争いになったことはありませんし、冬期に落雪による争いもありません。

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年12月12日 (金) 15:30-15:40	旭川市役所	税務関係資料交付申請書提出
R7年12月15日 (月) 11:00-11:25	物件所在地	物件確認、写真撮影
R7年12月15日 (月) 12:30-12:40	旭川市役所	上記税務関係資料受領
R7年12月18日 (木) : - :	執行官室	隣接地登記情報調査
R8年1月5日 (月) 15:00-15:10	所有者A破産管財人事務所 (旭川市末広4条6丁目7番8号)	目的建物の鍵の受領
R8年1月8日 (木) 11:50-14:10	物件所在地	立入調査、写真撮影、立会人B同行
R8年1月9日 (金) 13:30-13:40	所有者A破産管財人事務所 (旭川市末広4条6丁目7番8号)	目的建物の鍵の返還、地役権契約の調査依頼
R8年1月9日 (金) 14:30-14:40	執行官室	所有者破産管財人事務所からの地役権契約の調査回答 (電話)
R8年1月13日 (火) 12:00-12:10	北海道電力ネットワーク株式会社 (旭川市東光3条1丁目1番31号)	地役権設定契約の照会書提出
R8年1月21日 (水) 16:10-16:20	北海道電力ネットワーク株式会社 (旭川市東光3条1丁目1番31号)	地役権設定契約の照会回答書受領
R8年1月26日 (月) 8:55-9:05	執行官室	所有者Aから事情聴取 (電話)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年1月8日 目的物件は不在で施錠されていたので立会人Bを立ち合わせ、当職があらかじめ所有者破産管財人Cから借りていた鍵で解錠して建物内に立ち入った。</p>		



土地建物位置関係図

これは概略図である

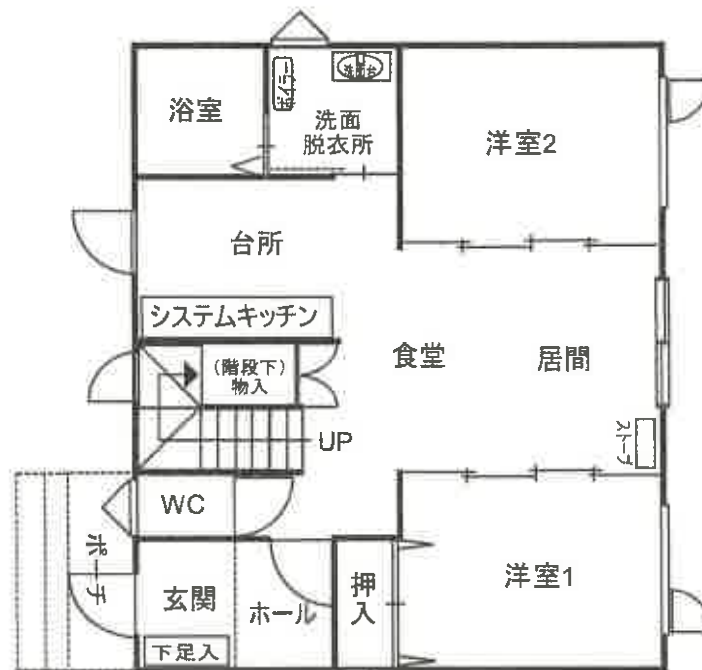
令和7年(々)第32号



1:100



2階



1階

ポーチ
 $0.91 \times 2.73 \doteq 2.48\text{m}^2$

建物間取図
これは概略図である

(7 枚目)

1



本件建物の外観、物件2の土地の形状

2



同上

3



物件1の土地の形状

4



1階居間

5



1階洋室1

6



1階洋室2

(10 枚目)

7



1 階台所

8



1 階洗面脱衣所及び洗面台

9



1階浴室

10



2階洋室3

(12 枚目)

11



2階洋室4

12



2階洋室5

(13 枚目)

13



2階洋室3のドア上部の壁クロスの亀裂

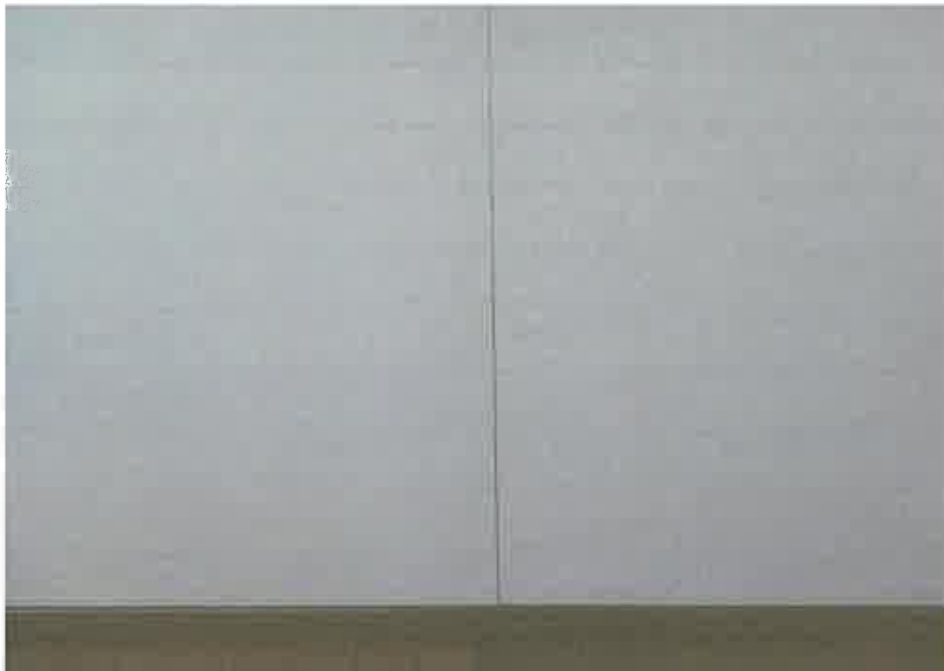
14



2階洋室3のドアによる床の擦り傷

(14 枚目)

15



2階洋室4の壁クロスの亀裂

16



2階洋室5の窓付近の壁クロスの汚損及び剥離

17



2階洋室5のドアによる床の擦り傷

18



階段の窓付近の壁クロスの汚損及び剥離

(16 枚目)

19



外壁の損傷

20



軒天の損傷

(17 枚目)

21



通気口カバーの破損

令和7年(ケ)第32号
令和8年1月8日現地調査
令和8年2月6日評価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
増村哲史

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,230,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 150,000 円
物件2 (土地)	金 420,000 円
物件3 (建物)	金 1,660,000 円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件2の土地の内訳価格は物件3の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	在旭川市末広八条二丁目 番 1 番 9 3 目 宅地 積 119.18㎡	左に同じ。(但し、積雪のため境界石は全体で2カ所しか確認はできなかつたので地積につき正確には専門家による測量を要する。)
2	所在地 地目 地積	在旭川市末広八条二丁目 番 1 番 9 4 目 宅地 積 345.75㎡	左に同じ。(但し、積雪のため境界石は全体で2カ所しか確認はできなかつたので地積につき正確には専門家による測量を要する。)
3	所 家屋番号 種類 構造 床面積	在旭川市末広八条二丁目 1番地94 1番94 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 62.93㎡ 2階 62.93㎡ (延 125.86㎡)	左に同じ。
番号	特記事項		
1	<p>物件1には以下の地役権が設定されている。</p> <p>原因：昭和40年1月26日設定、目的：電線路を架設し、ならびに電線路の保守、改良、増架、再設（支持物の種類変更を含む）、撤去等のためこの土地に立入り、工事を施工できるものとする。及びこの土地に電線路の支障となる建造物の築造、樹木等の植栽及びこの土地の形状変更をすることができないものとする。範囲：全部、要役地：旭川市住吉町七条3560番1</p>		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等 (物件1～2)

位置・交通	J R函館本線「旭川」駅の北方道路距離約7.6 km、同石北本線「新旭川」駅の北西方道路距離約5.2 km、最寄り道北・旭川電気軌道バス停「鷹栖神社前」の南東方道路距離約200 mに位置する。 (別添位置図参照)	
付近の状況	中規模の戸建一般住宅が多い高台の細長いエリアに存する住宅地域で、地勢は概ね平坦である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40 % 60 % 建築基準法第22条区域 高さ制限10 m、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外、景観計画区域等
画地条件	南西側間口約8.6 m、奥行約5.9 mの略包丁型の不整形地である。物件2の南東寄りの一部は下り法地で、その南東側は崖地であるが、その他は概ね平坦である。物件1は第3目的物件特記事項欄に記載のとおり高圧線下地となっている。	
接面道路の状況	南西側が認定幅8 mの舗装市道末広8条2丁目3号線(建築基準法第42条1項1号)の回転広場(約13 m×約19 m)に概ね等高に、北西側が認定幅17.5 mの市道末広8条3丁目自転車歩行者専用道路に概ね等高～3 m程度低く接面する。	
土地の利用状況等	物件2は物件3の建物の敷地として、物件1は高圧線下地として利用されている。 目的外建物:なし	
供給処理施設	上水道:あり ガス配管:なし 下水道:あり	
特記事項	①受命物件の土地については、現地調査及び地歴調査の結果等からは土壌汚染の可能性の端緒は確認されなかった。よって本件では、ただちに価格に重大な影響を及ぼす状況ではないと判断し、価格形成要因から除外して評価を行う。ただし、評価人の調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ②本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。 ③北海道電力ネットワーク(株)から聴取したところでは、物件1の地役権に係る電線路は電圧66000Vの高圧線で、物件1には原則として住宅や事務所等の建築はできないが、車庫や物置程度であれば設置が可能な場合もあるので、詳しくはご相談いただきたいとのことである。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件3)

区 分	主たる建物
建築時期及び 経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成11年6月17日新築 経 過 年 数：約 27 年 経済的残存耐用年数：約 13 年
仕 様	屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング等 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：木フローリング等 設 備：給・排水、厨房、衛生（浴室・水洗トイレ）、暖房（灯油）、給湯（灯油）、電気設備等 そ の 他：特別なものはない模様
床面積（現況）	現況床面積は約 125.86㎡（登記数量と同じ）
現況用途等	現況用途：第3項目的物件欄記載のとおり 間 取：附属資料・建物間取図のとおり（5LDK）
品 等	中 位
保守管理の状態	老朽化の程度は目視の限りでは概ね経年相応であるが、外壁や軒天の汚損、内壁の黄ばみ汚れや亀裂、2階洋室のドアの建付不良等がみられる。空き家のため保守管理状態は劣り、前記設備等が正常に稼働するかは不明である。（その他詳細は「現況調査報告書」を参照）
建物の利用状況	（現況調査報告書参照）
特 記 事 項	①本件建物の新築時には、確認済証（平成11年3月10日、H10認建旭川002413号）、検査済証（平成11年6月17日、H11証建旭川000270号）が交付されている。 ②玄関ポーチ（約2.48㎡）がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1～2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	8,000	0.50	119.18	1.00	477,000
2			345.75	0.90	1,245,000

ア 標準画地価格：

第6 参考価格資料記載の公示地等との規準価格及び類似地域所在の取引事例価格との比準価格等を考量のうえ、標準価格を 8,000 円/㎡と査定した。

イ 個別格差： 0.50

(内訳) 規模が大きい不整形地：-40%、高圧線近接：-10%、計-50%

ウ 地積計： 464.93 ㎡ 登記数量による

エ 建付減価： 0.90 受命物件の現況等を考慮して査定（物件2）した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価（ポーチ含む）を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	240,000	125.86	0.10	3,021,000

ウ 現 価 率： 0.10

定額法を採用し、躯体割合45%（経済的残存耐用年数13年）、仕上設備割合55%（同0年）、観察減価率を30%と査定。

計算式： $((13年/40年) \times 0.45 + (0年/27年) \times (1-0.45)) \times (1-0.30) = 0.10$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	477,000	1/3	地役権	159,000
2	1,245,000	0.30	法定地上権	374,000
土地利用権等価格 (合計)				533,000

イ 土地利用権等割合：地役権割合を1/3、法定地上権割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満切捨) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	477,000	-159,000		0.70		0	150,000
2	1,245,000	-374,000		0.70	0.70	0	420,000
3	3,021,000	+374,000	1.00	0.70		0	1,660,000
一括価格 (合計)							2,230,000

ウ 占有減価修正：

修正を要しない。

エ 市場性修正：

当該地域における高圧線下地を含む空き家の既存住宅の市場性等を勘案して査定した。

オ 競売市場修正：

第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量して査定した。

カ その他の控除減価： ない

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（旭川－37）

所 在：旭川市春光台2条4丁目3番12

「春光台2条4-3-14」

価 格：7,800 円/m²

位 置：JR旭川駅8.1km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：257 m²

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：北東側8.0m市道

用途指定等：第1種低層住居専用地域、指定建蔽率40%、指定容積率60%

地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 344,787 円

物件2 1,000,254 円

物件3 2,289,960 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

1 受命物件の位置図（旭川市役所「白図」）

2 地図に準ずる図面写

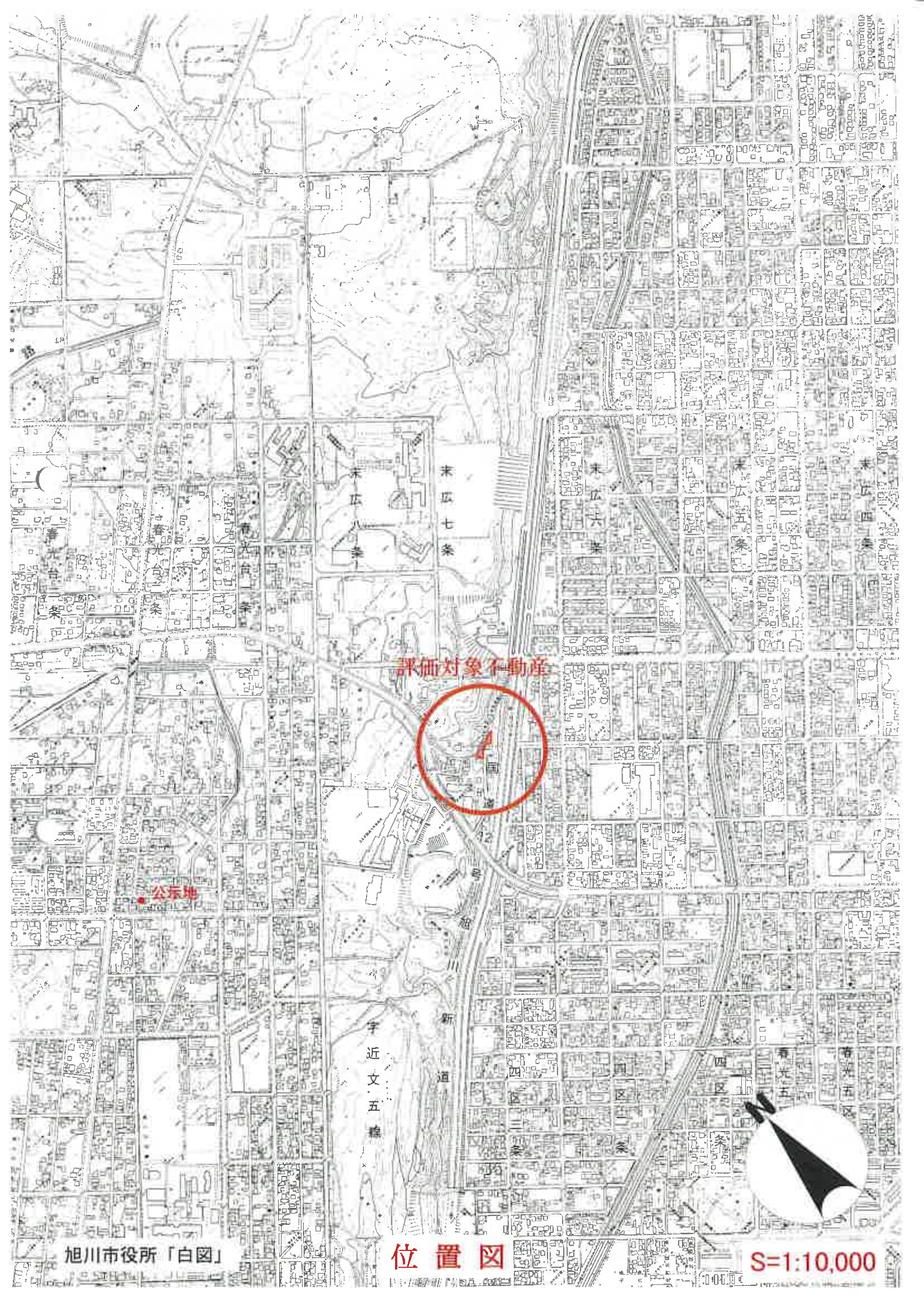
3 土地所在図・地積測量図写

4 建物図面・各階平面図写

5 土地建物位置関係図

6 建物間取図

以 上



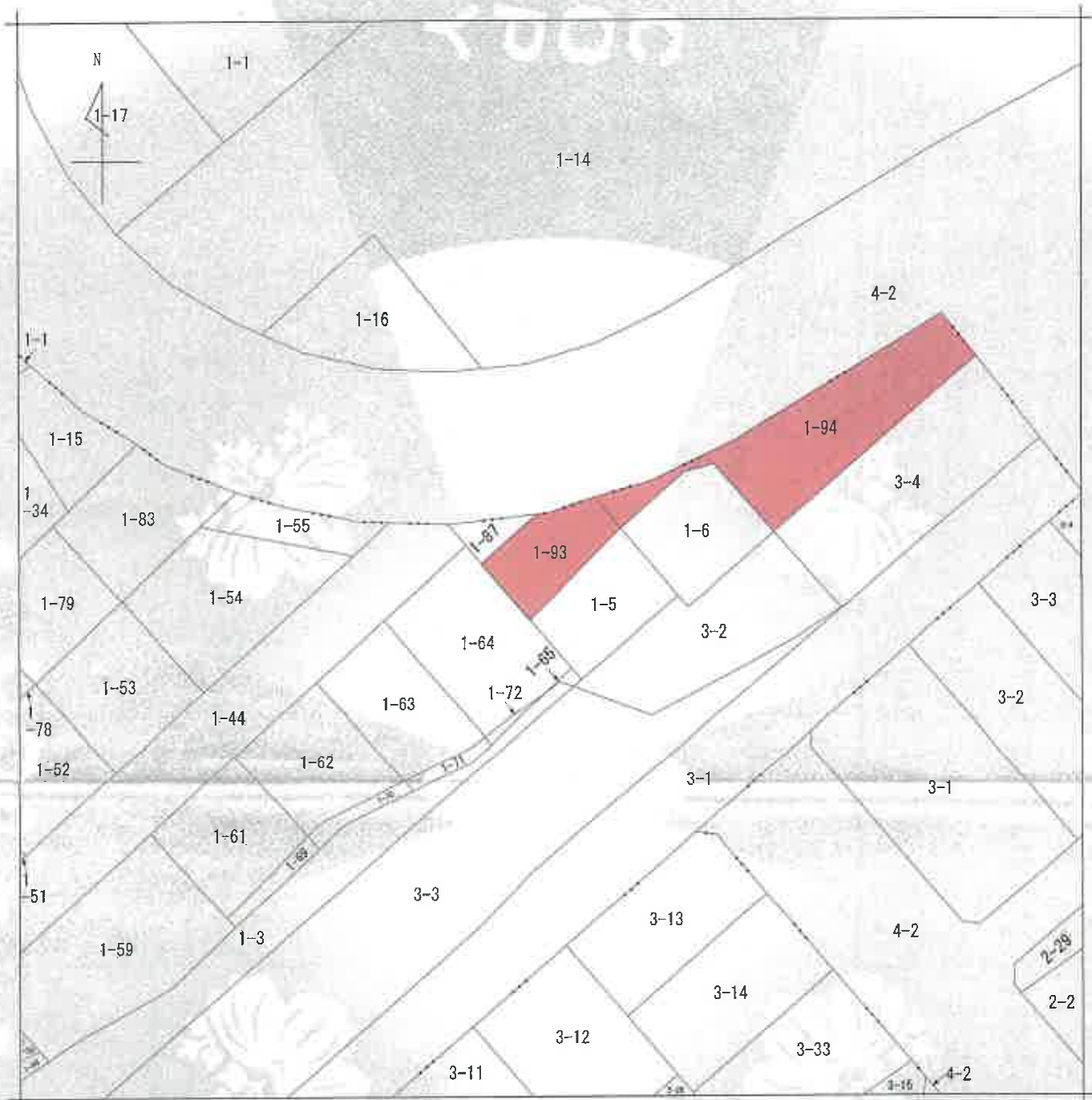
評価対象不動産

● 公示地

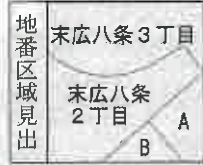
旭川市役所「白図」

位置図

S=1:10,000



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 末広七条3丁目
B 末広七条2丁目

請求部	所在	旭川市末広八条二丁目		地番	1番93		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和44年3月8日		備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(旭川地方務局管轄)

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

令和7年10月3日
東京法務局中野出張所
登記官

登記年月日：平成11年6月11日

115366

地図番号 区画H1.4	種類	境界線の種類及び境界線の記号又は点名
	新設	エンピ杭 A1, A2, B22, L2, K1, 本杭 B20, B21

地番	旭川市末広8条2丁目
土地の所在	旭川市末広8条2丁目

図

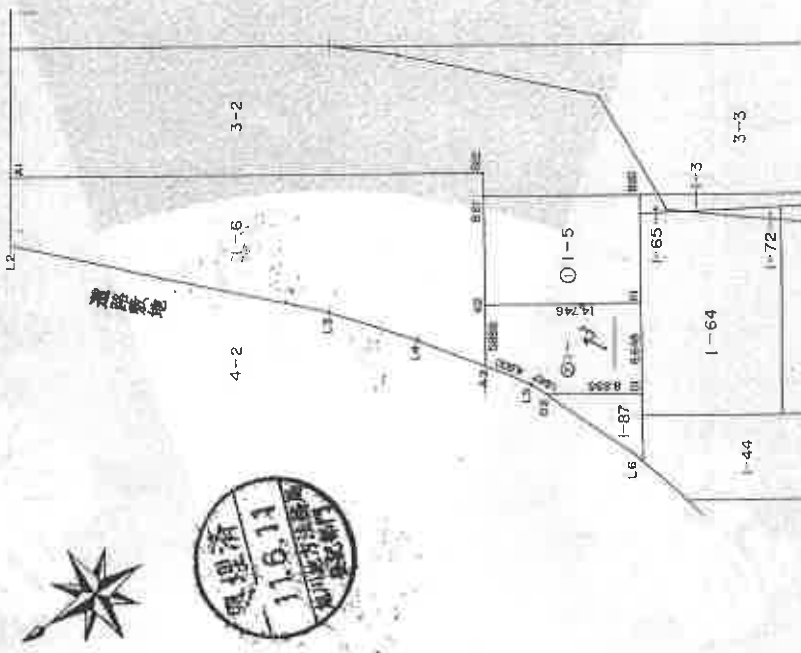
図

測量所所在地
地図書入れ済

DX=X(N+1)-X(N-1)

(1)	1-5	263.16190	-	119.18672	=	143.97518
(2)	1-9	登記所管理成果				
	K2	-20826.926	9939.346	Y	DX	DX*Y
	K1	-20837.422	9928.989	Y	-14.544	-144528.6306
	D1	-20831.325	9922.855	Y	-4.399	-43672.62281
	D2	-20824.899	9929.005	Y	12.523	124263.61316
	L5	-20824.580	9930.621	Y	5.745	66971.33872
	A2	-20822.881	9935.109	Y	2.018	20039.99317
				Y	-2.345	-23307.6571
				Y	積算	238.47345
				Y	1/2	119.18672
	合計			Y	=	119.18672

与点の成果 X Y
 都市基準点 2-081 -20676.922 10315.681
 都市基準点 2-082 -19782.187 9445.646



製作者 土地測量士 調査士	申請人	縮尺 1/500
平成11年6月11日(印)		

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(旭川地方事務所管理)

令和7年10月3日

東京法務局中野出張所

登記簿

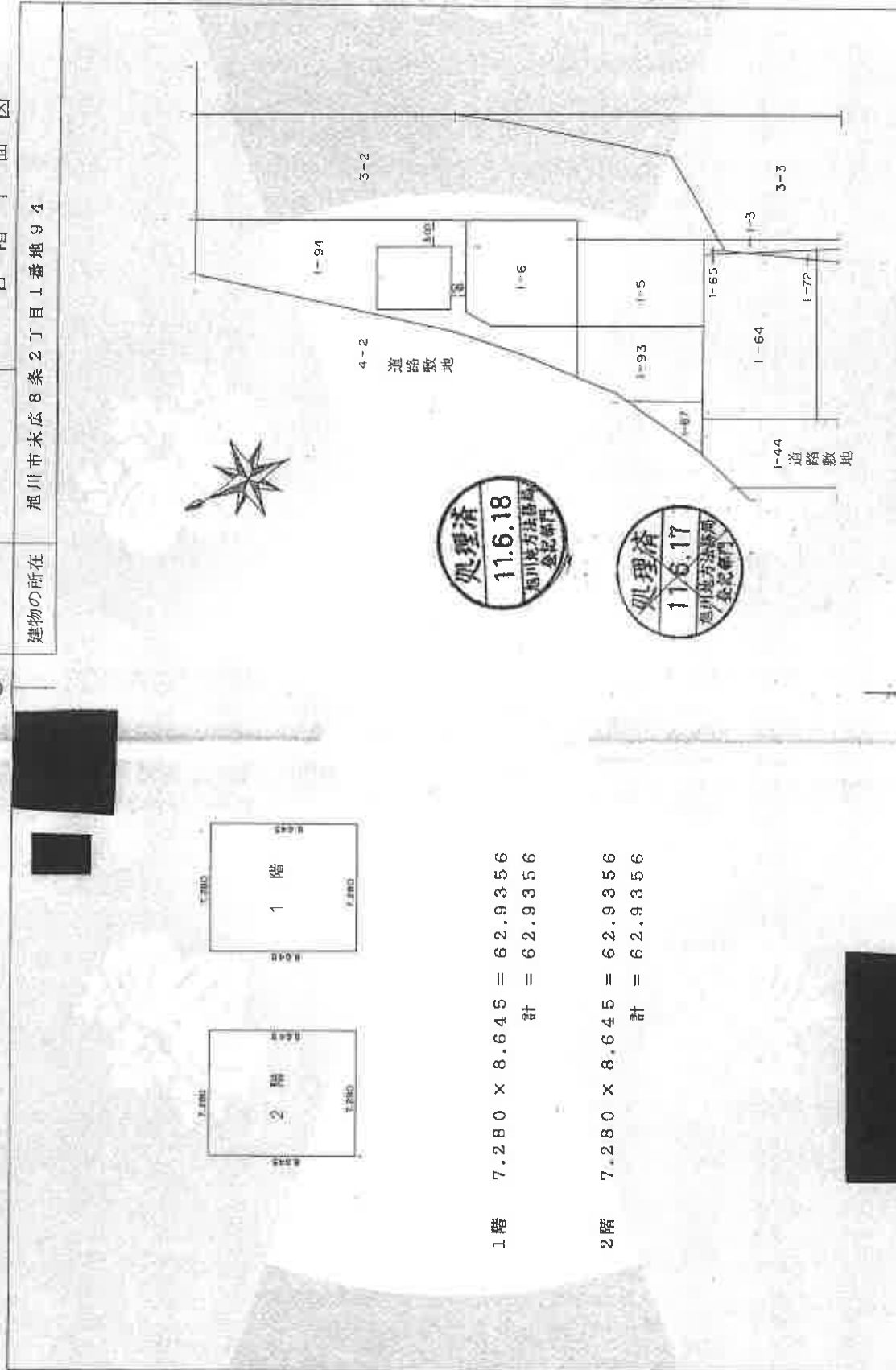
登記年月日：平成11年6月18日

025488

建物図面
各階平面

家屋番号
I-94

建物の所在
旭川市末広8条2丁目1番地94



本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

令和7年10月3日

東京法務局中野出張所

登記官

製作者
土地家屋調査士

縮尺
1/250

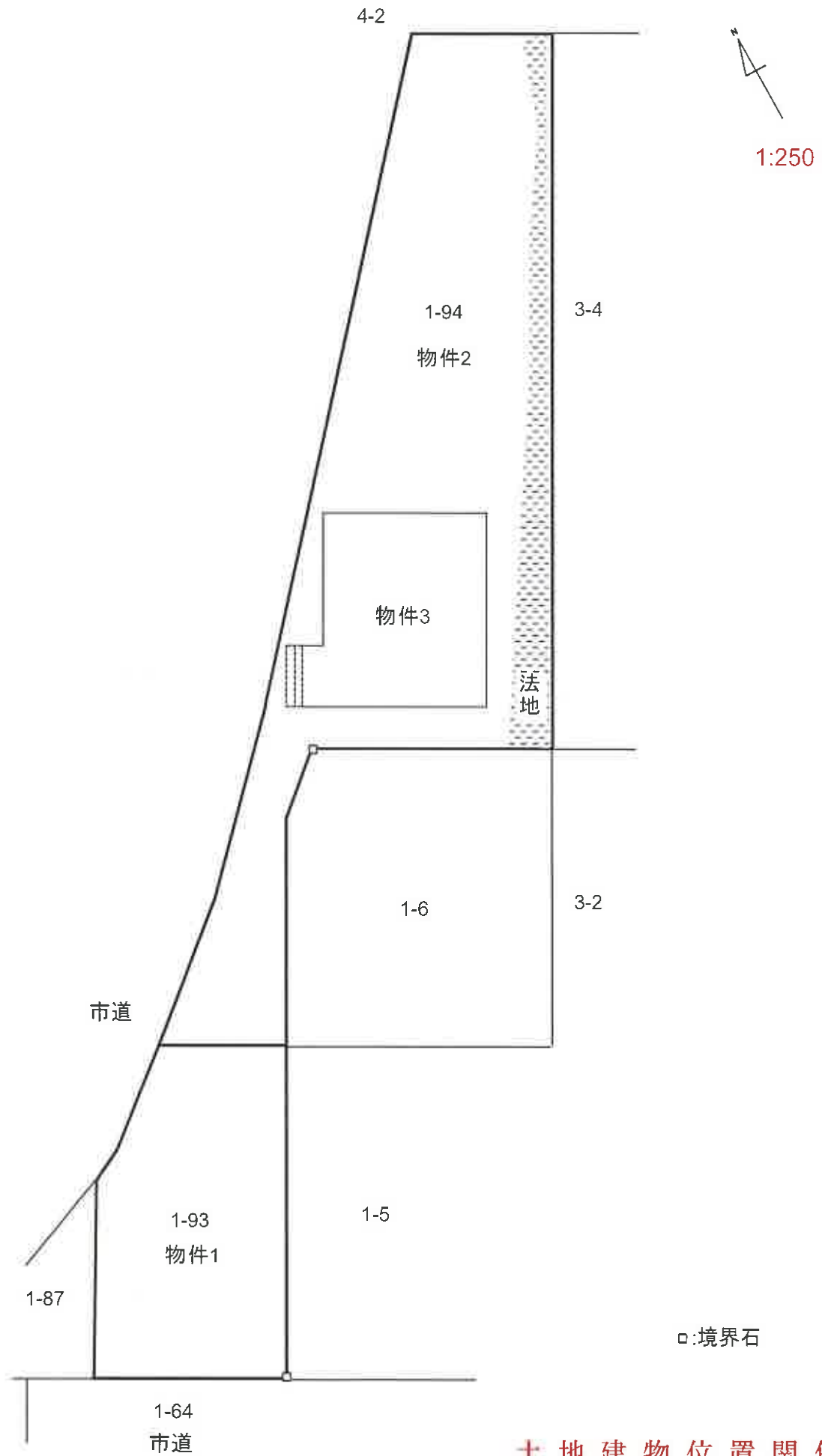
申請人

縮尺
1/500

(平成11年6月17日作製)

(旭川土地家屋調査士会統一用紙)

98-1 NO 04156



土地建物位置関係図

これは概略図である



1:100



2階



1階

建物間取図

これは概略図である